

大津市のグループホームの状況と 住まいの場の取りまとめ会の見直し

大津市障害者自立支援協議会事務局

松岡啓太

グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなり単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

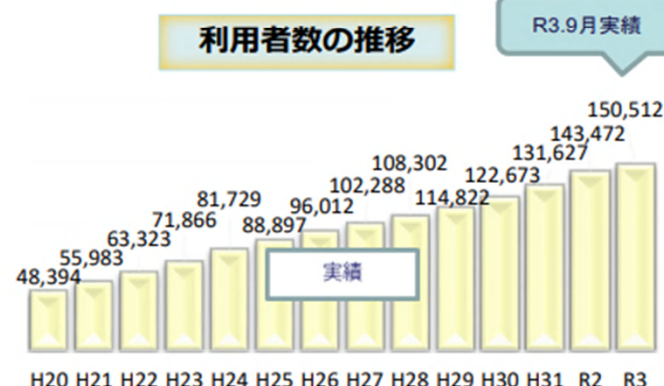
- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



★住宅地に立地 ★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。（定員の合計は20人以下）

利用者数の推移



出典：国保連データ（各年度末月）

	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 667単位～170単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 1,105単位～252単位	世話人の配置に応じて 243単位～114単位 標準的な時間に応じて（受託居宅介護サービス） 96単位～
事業所数	9,134事業所	419事業所 （平成30年4月～）	1,300事業所
利用者数	129,252人	5,858人 （平成30年4月～）	15,402人

利用者数合計 150,512人

事業所数・利用者数については、国保連令和3年9月サービス提供分実績

グループホーム3類型の比較

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
定 員	・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名	・定員 20名以下+短期入所1～5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 2～10名	・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名
住 居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ入所施設又は病院の敷地外にあること。		
設 備	・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。 ・ユニットの居室面積:収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。		
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの	
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下:1人以上 ・利用者数が31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	
	世話人	6:1以上 (報酬上は4:1～6:1)	5:1以上 (報酬上は3:1～5:1)
	生活支援員	障害支援区分に応じ (区分6)2.5:1 ～ (区分3)9:1以上	6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1～6:1、10:1)
	夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)
	日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)
	個人単位ヘルパー利用 (R6.3.31までの経過措置)	以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。	なし
報 酬	世話人の配置及び支援区分に応じて 667単位/日～170単位/日 ※各種加算あり	世話人の配置及び支援区分に応じて 1,105単位/日～252単位/日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 243単位/日～114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり
事業者数 (令和3年9月国保連データ)	9,134事業所	419事業所	1,300事業所
利用者数 (令和3年9月国保連データ)	129,252人	5,858人	15,402人

1 - ① グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績



一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



- 支援(例)
- GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援
 - GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

おおつ障害者プランより 36ページ

- 障害者が安心した暮らしを地域で過ごすことが可能となるよう、当事者のニーズを踏まえた上で、地域の中でのサービスの充実を図るとともに、共同生活援助の利用者数が増加する中で、不足している重度障害対応型のグループホームの充実や多様な暮らしの場でサービスを利用しながら暮らせる環境づくりに取り組むこと、施設に入所しながら地域でのサービスを受けられる仕組みを作ることで地域生活への基盤を作ることが重要です。
- 自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。また、障害者の地域生活移行の受け皿として、多様な住まい（グループホーム、シェアハウス）の確保に努めるとともに、訪問系サービスを使いながら重度障害の方の暮らしを支える体制整備を行います。

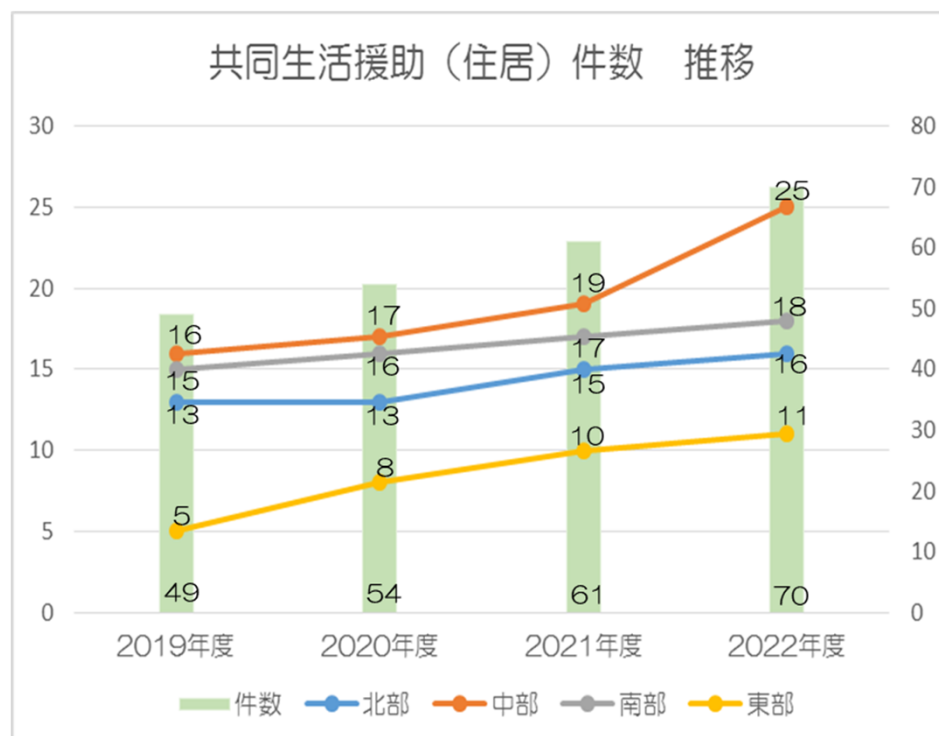
3 居住系サービスの利用見込量

サービス	概要
共同生活援助	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

必要な量の見込み（1月当たり）

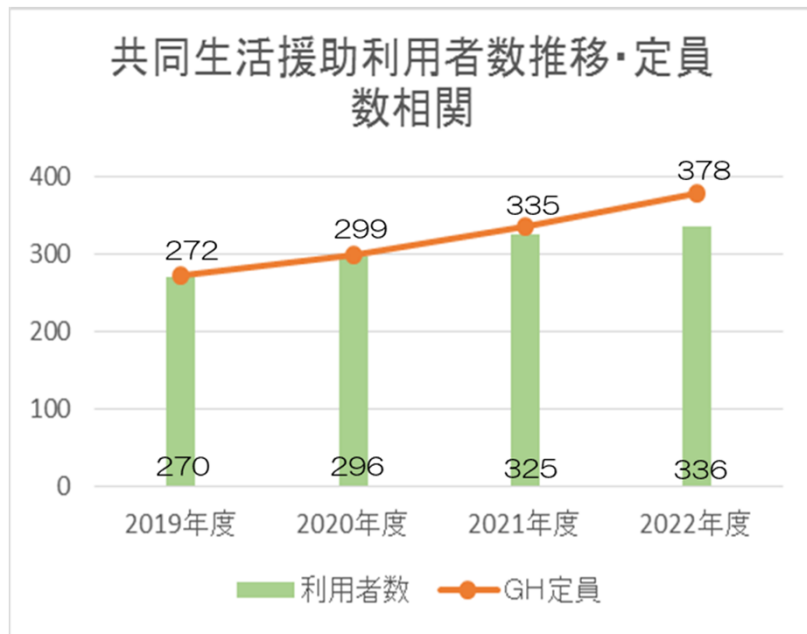
サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 推計	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
共同生活援助	人分	264	280	290	320	340	360
施設入所支援	人分	166	161	161	161	161	161
自立生活援助	人分	1	5	6	7	10	15

大津市共同生活援助件数推移



年度	北部	中部	南部	東部	合計件数
2019年度	13	16	15	5	49
2020年度	13	17	16	8	54
2021年度	15	19	17	10	61
2022年度	16	25	18	11	70

大津市共同生活援助利用者数推移



年度	利用者数	G H 定員
2019年度	270	272
2020年度	296	299
2021年度	325	335
2022年度	336	378

グループホーム管理者会議に関して

参加施設は、20か所程度

毎回参加しているホームもあれば、ほとんど参加されないホームもある

基本的には各グループホームから、「空室状況」と「重点報告」をしてもらっている。

2022年度は「コロナ対策」「入居者の高齢化」「キーパーさんの高齢化」「職員不足」の話が多い。

オンラインと集合を半々くらいで開催していて、集合開催の時にはテーマを決めてグループワークをして、市内のグループホーム職員同士の連携にもつながるようにしている。

2022年5月 （集合）グループワーク「今年度GH部会で取り組みたい事や、受けたい研修」

2022年7月 （オン）グループホーム情報シートの作成について

2022年9月 （オン）重点報告中心

2022年11月 （集合）グループワーク「総合支援法の見直しについて」

2023年1月 （オン）BCP計画について

日中サービス支援型指定共同生活援助

① 日中サービス支援型指定共同生活援助とは

- 日中サービス支援型指定共同生活援助とは、障害者の重度化・高齢化に対応するため平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。

② 対象者について

- 日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものです。（指定基準省令第213条の2 参照）

日中サービス支援型共同生活援助評価会議

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、地域に開かれたサービスをするることにより、当該サービスの質を確保する観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。また都道府県知事（大津市）が必要と認める場合には、事業所指定にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとするものは、協議会等に対し運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事（大津市）に提出しなければなりません。

大津市において、協議会等は大津市自立支援協議会運営委員会を指します。協議の場合は「大津市日中サービス支援型指定共同生活援助評価会議」（以下、「評価会議」と言う。）と言います。

⇒2022年6月17日にラシエル南志賀の評価会議を実施。

住まいの場の取りまとめについて

- 大津市内の施設入所支援及び共同生活援助（以下事業所と略す。）を希望する利用者がいた場合、普段利用している相談支援事業所が本人及び家族又は成年後見人の同意を原則得た上で住まいの場利用希望依頼表に必要事項を記入し、協議会事務局に提出する。
- なお、普段利用している相談支援事業所がない場合は障害福祉課及び普段関わりのある支援機関（以下、関係機関と略す）が作成して提出する。
- 協議会事務局は希望依頼表を受理した場合、住まいの場利用希望者台帳に必要事項を転記する。
- 令和5年5月1日現在で207人の希望者が台帳に登録

住まいの場の情報提供

- 大津市内で共同生活援助の新規事業所が開設する場合及び現在の事業所で入居者の空きが出た際は協議会から 関係機関に情報提供を行う。
- また、自立支援協議会のホームページにてグループホーム管理者会議で取りまとめた大津市内のグループホームの空き情報等に関して随時情報提供を行う。

住まいの場の取りまとめ会について

・ 下記の場合に、住まいの場の取りまとめ会を開催

- ① 大津市民間障害児（者）社会福祉施設整備費補助金を受けて整備した事業所の新規開設及び定員に空きが出たとき
- ② 日中サービス支援型ホームの新規開設及び定員に空きが出たとき
- ③ ①以外の事業所で新規開設及び定員に空きが出たときに住まいの場の取りまとめ会の開催を事業所側が求めた場合
- ④ ①以外の事業所で新規開設及び定員に空きが出たときに住まいの場の取りまとめ会の開催を障害福祉課が求めた場合

住まいの場の取りまとめ会について

- ①取りまとめ会を開催する時は協議会事務局から関係機関に対してアナウンスを行う。
- ②対象事業所の入居を希望する人がいる関係機関は本人及び家族又は成年後見人の同意を原則得た上で事務局に住まいの場入居調整依頼表を作成して提出を行う。
- ③取りまとめ会構成委員は事前に依頼表の確認を行い、提出者に希望者の状況の聞き取りを行う。
- ④取りまとめ会において依頼表の本人概況や判定基準や希望に基づき希望者の優先順位を検討する。なお、取りまとめ会は非公開とする。
- ⑤取りまとめ会構成委員から対象事業所に対して優先順位をつけた依頼表を渡し、説明を行う。また、提出者に対しては希望者の優先順位を伝える。
- ⑥対象事業所は取りまとめ会での優先順位を参考に、提出者や希望者と面談を行い、体験利用等を通して利用者の決定を行う。
- ⑦希望者が入居した場合は対象事業所から協議会事務局に報告を行う。
- ⑧住まいの場の取りまとめ会の開催状況に関しては協議会の運営委員会及び地域生活支援拠点運営委員会にて報告を行う。

住まいの場の取りまとめの状況

- 昨年度は取りまとめ会を5回開催。
- ①ラポール4か所のホーム13人の枠に対して9人エントリー。
- ②伊香立の杜 男性1人枠に対して10人エントリー。
- ③住倉大津 男性10人、女性10人の枠に対して、女性6人、男性17人エントリー。
- ④グループホームひまわり 男性7人、女性7人の枠に対して、29人エントリー。
- ⑤ラシエル南滋賀 女性10人の枠に対して、11人エントリー。